

様式第 1

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 交付申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) 交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支援事業) 交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費
  - (2) 補助対象経費
  - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙 1)
6. 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額 (別紙 2)
7. 補助事業の開始及び完了予定日
  - (1) 開始年月日
  - (2) 完了予定年月日

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。

(1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面

(2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し

(3) その他機構が指示する書面

2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙 1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申 請額
合 計				

(別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費の区 分	補助事業に要する経費				
	第 1 ・ 四半期	第 2 ・ 四半期	第 3 ・ 四半期	第 4 ・ 四半期	計
合 計					

様式第 2

番 号  
年 月 日

申請者 名 称

代表者等名 殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS導入支援事業) 交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金については、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合 計				

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

(1) 補助事業者は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）交付規程（平成15年10月1日 平成15年度規程第59号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第11条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。

(3) 補助事業者は、交付規程第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。

(6) 補助事業者は、機構が交付規程第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(7) 補助事業者は、機構が交付規程第15条第3項の規定による補助金の返還を

請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、機構が交付規程第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(11) 補助事業者は、交付規程第21条第3項及び交付規程第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(12) 補助事業者は、交付規程第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

(1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定によ

る補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

(2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 当機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

8. その他、機構の付した条件を遵守しなければならない。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 3

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
  - (1) 補助対象経費
  - (2) 補助金の額

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。



様式第 4

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金

(BEMS 導入支援事業) 補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業計画を下記のとおり変更したいので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(新旧対比)  
(別紙)

(注) 1. 中止又は廃止若しくは承継にあつては中止又は廃止若しくは承継後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

2. 承継にあつては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承

継者の誓約書を添付すること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額		配分済額	変更額	改配分額
合計										

様式第 5

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の遅延等について、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に係る金額 円
4. 遅延等に対して採った措置
5. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

※ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うための BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況(別紙)

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うための BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

様式第7

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS導入支援事業) 補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 検証結果
  - (1) 検証方法
  - (2) 検証期間  
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
  - (3) 検証内容、データ(別紙により記載)

- (備考) 1. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にする事。  
2. 説明上必要な資料を適宜添付すること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネ

ルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。



(別紙)

実施状況報告 (総括表)

エネルギー消費実績 (平成 年度分)

	電力消費量 (kWh)						ガス消費量 (m <sup>3</sup> )		その他 (i)
	動力					照明コ ンセン ト (f)	熱源 (g)	その他 (h)	
	熱源			ポンプ (d)	その他 (e)				
	一般 (a)	昼間 (b)	夜間 (c)						
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
小計									

電力 (一般) の合計 kWh ((a)+(d)+(e)+(f))

電力 (昼間) の合計 kWh ((b))

電力 (夜間) kWh ((c))

ガスの合計 m<sup>3</sup> ((g)+(h))

年間総消費エネルギー量 (一次エネルギー換算) 単位: GJ

電力 (一般)

電力 (昼間)

電力 (夜間)

ガス

その他

合計

様式第 8

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 補助事業実施状況報告停止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの  
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支  
援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況に係る  
報告の停止承認を受けたいので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進  
事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第12条第3項の規定に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 実施状況報告停止期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 実施状況報告停止の理由

4. 今後の見込み

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネ  
ルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業  
省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先  
導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要  
の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)  
を導入しようとする方に交付するものです。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS導入支援事業) 補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業が完了しましたので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳
  - ① 第 回概算払額
  - ② 第 回概算払額

#### 4. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

- (注) 1. 当該年度に財産を取得している場合は、交付規程第21条第2項の規定に基づき、様式17による取得財産等明細表を添付すること。
2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

補助対象経費 の区分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金の 額	補助対象 経費	補助金の 額	補助対象 経費	補助金の 額
合 計						

(単位：円)

決 算 額					差 引	備 考
収入	支 出					
補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率	補助金の 額		
合 計						

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業について、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

### 1. 実施した補助事業

(1) 補助事業の名称

(2) 補助事業の内容

(3) 補助事業の効果

### 2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

### 3. 補助金受領額及び受領年月日

(1) 受領額

(2) 内訳

① 第 回概算払額

② 第 回概算払額

### 4. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

補助対象経費の区分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額			
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
合計								

(単位：円)

繰越額差引後		決 算 額					差引	備考
		収入		支 出				
補助対象経費	補助金の額	補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率	補助金の額		
合計								



番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省  
からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的シ  
ステム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、  
当該補助事業を継続して実施したいので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム  
導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第 1 4 条の規定に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネ  
ルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業

省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 返還報告書 (確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支援事業) 交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) 交付規程第 1 5 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額 円
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金 円
  - (2) 延滞金 円
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 返還金 | 円 |
| (2) 延滞金 | 円 |

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支援事業) 交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金の精算 (第 回概算) 払を受けたいので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) 交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算 (概算) 払請求金額 金 円
3. 請求金額の算出内訳 (概算払いの請求をするときに限る。) (別紙)
4. 概算払を必要とする理由 (概算払いの請求をするときに限る。)
5. 振込先

金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(注) 振込先にはフリガナを記入すること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先

導的システム支援事業) 交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

請求金額の算出内訳

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
合計							

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの  
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支  
援事業) 交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金について、住宅・建築物高効率エネ  
ルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業) 交付規程第 1 7 条第  
1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額(交付規程第 1 5 条第 1 項による補助金の確定額) 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に  
係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額(4. - 3.) 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネ  
ルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業) は、経済産業



省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 返還報告書 (取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの  
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支  
援事業) 交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、住宅・建  
築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) 交付  
規程第 18 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額 円
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
  - (1) 返還金 円
  - (2) 加算金 円
  - (3) 延滞金 円

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネ

ルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権(工業所有権等)、(オ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うための BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 17

取得財産等明細表

[平成 年度]

区分	財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 22 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権(工業所有権等)、(オ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長

殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(BEMS 導入支援事業) 補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由(別紙)
2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)
3. 処分の条件

(注) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法	処分の理由	備考

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。  
自己使用の場合は、用途を記載する。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。